地球市民交流センターにおけるプログラム実施等業務　質疑回答書－２

令和７年１２月２４日（水）

回答書１

番　号	質疑文章	項目番号	質　問　事　項	回　答　事　項
11	その他の留意事項	―	材料費等の実費は徴収できるとあるが、プログラムやイベントの実施に当たってスポンサー料を収入として得ることは許されるか。 また、地球市民交流センターのホームページを作成した場合、バナー広告などの広告収入を得ることは許されるか。	プログラムやイベントの実施に伴う収益であれば問題ありません。ただし、不適切な利益供与に該当すると判断された場合は認められません。また、バナー広告などの収入も、内容等を当協会の監督員との協議の上で、本業務に必要な費用に充てるものであれば差し支えありません。
12	パートナー登録	（５）業務内容	パートナー登録団体同士の交流を促進するため、日時を限定して施設をパートナーがシェアして利用できるサテライトオフィスとして開放することは許されるか。	日時や回数を限定したサテライトオフィスの設置は、原則として認められません。ただし、パートナー支援に必要な交流会に限り開催可能ですが、その際は当協会の監督員との協議が必要となります。
13	その他の管理運営	―	上記オフィスに有料のコーヒー販売機を設置することは許される か。	販売機の常設は認められておりません。当協会に設置する販売機については、公募により設置業者を選定しております。
14	パートナー登録の推進と支援	（５）業務内容	パートナーの支援の１つとして、YouTube チャンネルを立ち上 げ、当事者の了解のもとに動画により活動を紹介することは許さ れるか。	パートナー支援の一環として、YouTube チャンネルでの動画配信を行うことに差し支えありません。ただし、配信内容や目的等について、事前に当協会の監督員と協議を行う必要があります。
15	その他の留意事項	―	上記 YouTube チャンネルを収益化することは許されるか。	パートナー支援のための収益であれば問題はありません。不適切な利益供与に該当していると判断される場合は認められません。

回答書２

番　号	質疑文章	項目番号	質　問　事　項	回　答　事　項
16	その他の留意事項	―	材料費等の実費は徴収できるとあるが、パートナーが実施するプ ログラムやワークショップの参加費は、自由に設定してもよいか。	地球市民交流センターのホームページにリンク http://www.chikyushimin.com/partneryoukou02.pdf していただき、一般来園者向けプログラム実施基準を参照してください。
17	パートナー登録の推進と支援	（5）業務内容	パートナーの作品を常設で販売できるよう、施設内休憩室の一角にアンテナショップを設けることは許されるか。また、出品したパートナーから販売管理費を徴収することは許されるか。	無料休憩所は、来園者が休憩を目的とした施設であるため、アンテナショップの設置や販売行為といった目的外の使用はご遠慮いただいております。ただし、地球市民交流センターの室内で販売等の事業（営業活動）を行う場合は、事前に許可を得た上で、所定の施設利用料金を納付していただく必要があります。
18	業務体制	（6）業務体制	上記アンテナショップの設置が認められた場合、常駐スタッフがアンテナショップの販売を兼ねるため、常駐場所をアンテナショップ内としてもよいか。	認められません。